

# 改正労基法等説明会 の取組状況ほか

佐賀労働局 労働基準部 監督課 取組状況説明資料

令和 6 年 3 月 12 日

第 15 回トラック輸送における取引環境・労働時間改善佐賀県地方協議会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 1 改正労基法等説明会の取組状況

監督課

【令和 5 年度の取組状況】

- ① 令和 5 年度は厚生労働省委託事業を活用し、**時間外労働の上限規制に関する説明会**を開催する。
- ② 上記①の委託事業による説明会以外にも、事業場を対象に**説明会**を各労働基準監督署において実施。

○令和 5 年度 22 回 184 事業場  
⇒本省委託事業 4 回 64 事業場  
⇒監督署開催 18 回 120 事業場参加  
(令和 5 年 12 月末現在)

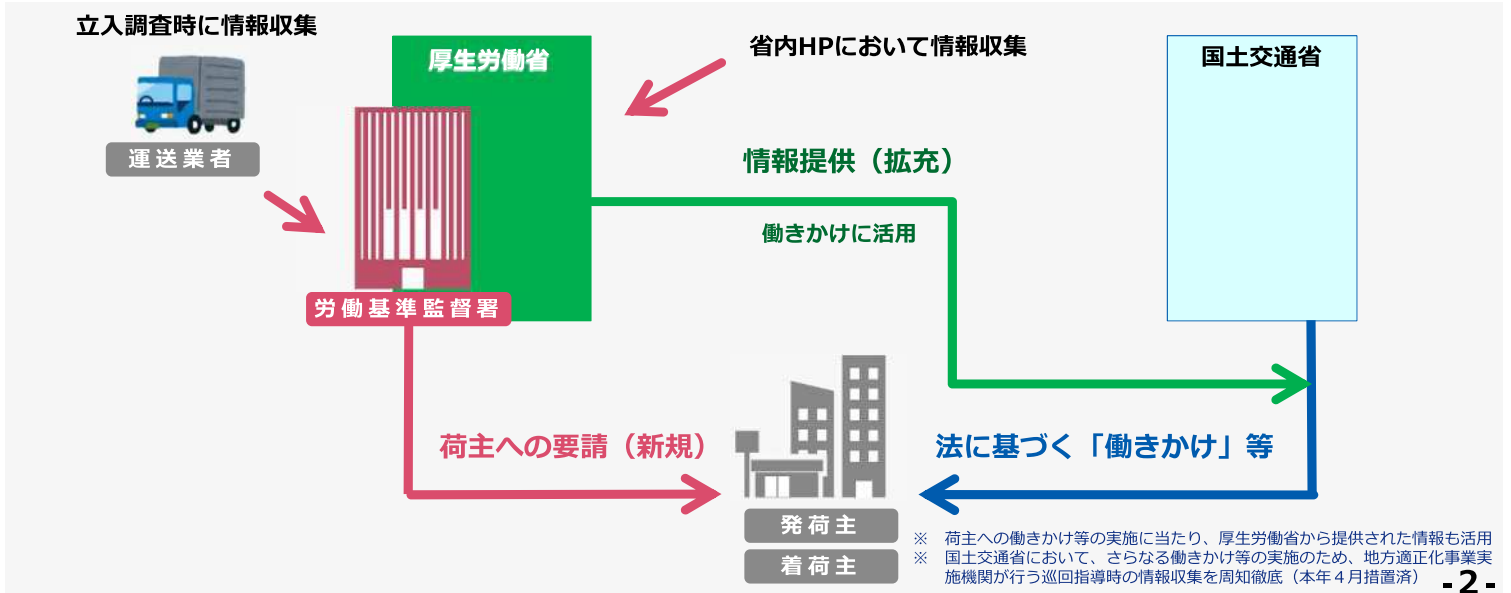
【過去の取組状況】

- 道路貨物運送業（トラック）
- 令和元年度  
**労務管理・荷役災害防止に係る研修会**  
⇒67 事業場、79 名が参加。  
**荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー**  
⇒249 名が参加（※参加者数にて把握）。
  - 令和 2 年度  
⇒50 事業場、63 名が参加。
  - 令和 3 年度  
⇒42 事業場、45 名参加
  - 令和 4 年度  
⇒5 回 239 名参加



## 労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
 (要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



# 3 荷主対策特別チーム編成

【参考】令和5年1月から令和5年12月までの間労働基準監督署が行った荷主要請事業場数

発荷主	着荷主	合計	リーフレット郵送（局）
146	104	250	530

**厚生労働省 佐賀労働局**

Press Release

令和4年10月25日

【目的】  
 労務管理改善の観点から、トラック運転者の長時間労働の是正、過重労働による健康障害を防止するため、以下のとおり都道府県労働局（以下「局」という。）において「荷主特別対策チーム」を編成する。

（構成）  
 荷主特別対策チームは、①局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官及び労働時間管理適正化指導員、②労働基準監督署（以下「署」という。）の労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班の班員（※）により構成する。

※ 平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班。

（実施事項）  
 1 署は、発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という。）に対して、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること等を要請する。  
 2 荷主特別対策担当官は、上記1の要請を受けた発着荷主等が要請事項に積極的に取り組めるよう、労働時間管理適正化指導員に指示し、発着荷主等へ訪問させる。  
 3 労働時間管理適正化指導員は、訪問した発着荷主等に対して、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等を行う。  
 4 その他、荷主特別対策担当官が中心となり、管内の荷主団体等への要請に関する調整や荷主等による長時間の恒常的な荷待ちに関する情報の地方運輸機関に対する通報を含む連絡調整等を行う。

### 荷主特別対策チームの編成

（目的）  
 道路貨物運送業における自動車運転者の長時間労働を是正し、過重労働による健康障害を防止するため、以下のとおり都道府県労働局（以下「局」という。）において「荷主特別対策チーム」を編成する。

（構成）  
 荷主特別対策チームは、①局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官及び労働時間管理適正化指導員、②労働基準監督署（以下「署」という。）の労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班の班員（※）により構成する。

※ 平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班。

（実施事項）  
 1 署は、発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という。）に対して、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること等を要請する。  
 2 荷主特別対策担当官は、上記1の要請を受けた発着荷主等が要請事項に積極的に取り組めるよう、労働時間管理適正化指導員に指示し、発着荷主等へ訪問させる。  
 3 労働時間管理適正化指導員は、訪問した発着荷主等に対して、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等を行う。  
 4 その他、荷主特別対策担当官が中心となり、管内の荷主団体等への要請に関する調整や荷主等による長時間の恒常的な荷待ちに関する情報の地方運輸機関に対する通報を含む連絡調整等を行う。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

**STOP! 長時間の荷待ち**

令和6年4月適用

● 長時間の恒常的な荷待ち、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。

● 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解と協力をお願いします。

● トラック運送事業者とも相談し、**ぜひ前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

改善基準告示が改正されます！

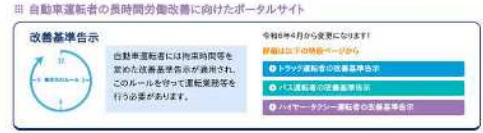
1日1回の作業時間	1日2回の作業時間	1日の作業時間
3,516時間	2,936時間	2,356時間
3,300時間	2,844時間	2,264時間
3,400時間	2,844時間	2,264時間



### 厚生労働省委託事業

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト（令和元年度に開設）  
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>  
 について、以下の新規コンテンツが追加されました。

○コンテンツの充実



「荷主」企業向け  
 荷主企業同士が物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティング（あい積（づみ）ミーティング）を令和2年度から継続実施。今年度は同じ問題意識の荷主同士の連携に使えるよう共同配送・モーダルシフトの事例を設定し、開催。

「荷主」・運送事業者向け  
 荷主企業同士が物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティング（あい積（づみ）ミーティング）を令和2年度から継続実施。今年度は同じ問題意識の荷主同士の連携に使えるよう共同配送・モーダルシフトの事例を設定し、開催。

運送事業者向け  
 現行の改善基準の解説及び令和6年4月から適用する新改善基準の学習用テキストのコンテンツを追加。改善事例について事例を拡充。

**荷主企業の方へ**

物流の効率化に向けて、荷主企業の方々が集い、意見交換をする「荷主連携マッチング あい積ミーティング」を開催します。

[詳しくはこちら](#)

**改善基準告示**

トラック運転者の改善基準告示

- 改善基準告示とは？
- 改善基準告示改正のポイント
- 改善基準告示関係資料（令和4年度改正）
- 改善基準告示のQ&A

改善基準告示を学ぼう（令和6年4月以降版）

- 改善基準告示学習用テキスト（PDF）

トラック運転者の改善事例

- 改善事例はこちら

**改善基準告示を守るためのポイントは？**  
 企業の方々が集い、討議をする  
**パネルディスカッション**  
 [ 2月2日14時から開催 ]

[詳しくはこちら](#)

パネルディスカッション「改善基準告示を守るための「勤怠管理のポイント」とは？」  
 現状のトラック運転者の労務管理方法や、ありたい労務管理確立に向けた「課題」や「対策」を物流コンサルタント・社労士を交えて討議します。  
 ご観覧は、令和6年2月2日（金）14時から、以下のリンクからご観覧頂けます。皆さんの質問を受け付ける時間も設けております。

[視聴はこちら](#)

注：視聴にはZoomクライアントアプリのインストールが必要です。  
 注：令和6年2月2日（金）13時30分より、ウェビナールームが会場致します。

「荷主」及び運送事業者向け  
 「2024年に向け、長時間労働改善と運賃見直しを実現するための「荷主に協力を得るポイント」は？」と「改善基準告示を守るための「勤怠管理のポイント」とは？」オンライン参加型によるパネルディスカッションを開催。

「荷主」及び運送事業者向け  
「2024年に向け、長時間労働改善と運賃見直しを実現するための「荷主に協力を得るポイント」は？」と「改善基準告示を守るための「勤怠管理のポイント」とは？」オンライン参加型によるパネルディスカッションを開催。



改善基準告示を守るためのポイントは？  
企業の方々が集い、討議する  
**パネルディスカッション**  
[ 2月2日14時から開催 ]  
詳しくはこちら

パネルディスカッション「改善基準告示を守るための「勤怠管理のポイント」とは？」  
現状のトラック運転者の労務管理方法や、ありたい労務管理確立に向けた「課題」や「対策」を物流コンサルタント・社労士を交えて討議します。  
ご視聴は、令和6年2月2日(金)14時から、以下のリンクからご視聴頂けます。皆さんからの質問を受け付ける時間も設けております。  
[視聴はこちらから] ②

注：視聴にはZoomクライアントアプリのインストールが必要です。  
注：令和6年2月2日(金)13時30分より、ウェビナールームが会場致します。

「荷主」及び運送事業者向け  
「簡単自己診断」、「情報いろいろ宝箱」、「改善ハンドブック」及び令和4年8月からトラック運転者の長時間労働改善「特別相談センター」受付開始する等コンテンツを拡充。



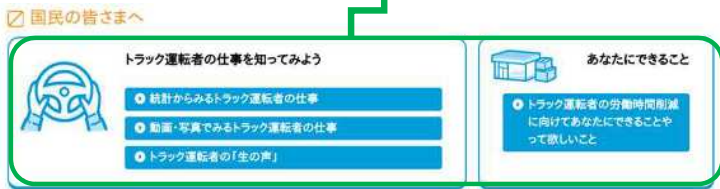
企業の皆さまへ

- 簡単自己診断
  - 荷主の皆さま向け
  - 事業者の皆さま向け
  - 簡単自己診断レポート
- 情報いろいろ宝箱
  - 荷主の皆さまへ
  - 事業者の皆さまへ
- 改善ハンドブック
  - 改善ハンドブック(PDF)
  - 改善ハンドブック(YouTube)

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター  
2022年8月1日から、相談受付開始！

特別相談センターポスターリーフレット

国民向け  
運送事業者や荷主が抱えている「自らの力のみでは解決し難い物流問題」について、幅広い方の参加を募集し、意見交換会(アイデアソン)を開催。



国民の皆さまへ

トラック運転者の仕事を知ってみよう

- 統計からみるトラック運転者の仕事
- 動画・写真でみるトラック運転者の仕事
- トラック運転者の「生の声」

あなたにできること

- トラック運転者の労働時間削減に向けてあなたにできることやって欲しいこと



厚生労働省 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト  
はたらきかたススム

暮らし、はたらき、ともにススム！

2024年4月から、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の、時間外労働の上限規制が適用されます。



2024年4月から

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！

長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりにより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

暮らし、はたらき、ともにススム！

働き方改革 コンダクター 小笠原真

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html>

### PR動画の公開

建設業、運輸業が抱える課題や、国民一人一人に協力いただきたい内容を広く周知するため、PR動画の作成を行い、以下の日程で特設サイト等において公開を行う。

- ・ 6月28日 本編、ウェブCM動画
- ・ 7月28日 トラック運転者編 ・ 8月18日 バス運転者編 ・ 9月22日 建設業労働者編